仕　様　書

１　件名

野々市小学校及び布水中学校屋内運動場空調設備プロパンガス供給

２　対象施設

野々市市立野々市小学校（所在地　野々市市本町五丁目３番１号）
野々市市立布水中学校（所在地　野々市市押野二丁目 100 番地）

３　契約期間

令和９年１月１日から令和 12 年３月 31 日まで
※地方自治法第２３４条の３に規定する長期継続契約とする。
※空調設備の本稼働は、令和９年３月を予定している。ただし、本稼働の時期は、空調設備の整備状況等により変更する場合がある。
※翌年度以降において契約に係る歳出予算の減額又は削除があったときは、契約を解除することがある。

４　見積条件

（１）契約料金は、入札書に記載する基本料金（月額）及び従量料金（ガス使用量１㎥当たりの単価）により定めるものとする。
（２）入札金額は、別紙１－１「入札金額算定方法」別紙１－２「対象施設と予定数量」により算出するものとする。
（３）基本料金（使用月１月当たりの単価）は、維持管理費等を含むものとし、入札により決定する。
（４）従量料金（使用量１㎥当たりの単価）は、基準単価及び従量料金調整額で構成し、詳細は次のとおりとする。
ア　基準単価　燃料価格（輸入価格）、流通経費及び石油石炭税により構成される供給の基礎となる単価であり、入札により決定する。
イ　従量料金調整額　燃料費等の変動に対応するための調整額であり、別紙２「従量料金調整額の算定方法」により算定する。
（５）毎月のガス使用料は、次のとおり算出するものとする。
基本料金（円/月）＋従量料金（円/㎥）×月間使用数量（㎥）＋消費税
※施設毎に算出すること。
（６）使用量（設計計算量）
30,810 ㎥（野々市小学校　10,770 ㎥　＋　布水中学校　20,040 ㎥）
使用量は予定数量であり、実際の使用数量がこれを下回った場合であっても、市はその差額を補償しない。
（７）市所有の設備の概要
市が所有する設備の概要は、次のとおりとする。
野々市市立野々市小学校　バルク貯槽 980ｋｇ　１基
野々市市立布水中学校　　バルク貯槽 980ｋｇ　１基
詳細は、別紙３「機器表・配置図」による。

（８）契約期間中の設備機器の保守管理について
　契約期間中における設備機器の保守管理については、別紙４「契約期間中の設備機器の保守管理」による。

５　遵守事項

（１）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び高圧ガス保安法その他関係法令を遵守し、安全で安定したプロパンガスの供給とプロパンガスに起因する災害の発生防止に必要な体制を確保するものとする。
（２）バルク貯槽内のガスは満タンで供給を開始して、バルク貯槽内のガス残容量が平常時において常時４割以上を確保するよう随時納入すること。契約終了時は、バルク内のガスを満タンに充填して次期供給業者と確認立ち会いし供給終了（引継ぎ）とする。
（３）バルク貯槽へのガスの納入については、各学校と時間を協議の上行うこと。なお、納入に当たっては児童生徒等の安全に十分配慮すること。
（４）入札等の結果、供給業者が変更となったときは、変更前の供給業者が所有するガス供給設備の取扱い（撤去・新設・譲渡等）やバルク貯槽内にある未使用のガスの処分について、新旧業者間で協議の上決定し、対象施設での継続的なガス使用に支障が生じることのないよう遅滞なく供給体制を整えること。
（５）対象施設は拠点避難所に指定されているため、本市と（一社）石川県エルピーガス協会石川支部との間に締結されている災害応援に関する協定に基づき、災害時においても優先的かつ継続的にプロパンガスを供給できる体制を整備するものとする。

６　検針及び請求

（１）受注者は、原則として毎月末日に検針を行い、当該検針に係るガス使用料を翌月10日までに市に請求するものとする。
（２）受注者は、ガス使用料の算出内訳を、別紙５「ガス使用料算出内訳表」により、当該月分の請求書に添付して市に通知するものとする。
（３）市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払うものとする。

７　その他

（１）契約期間中に石油石炭税が改正された場合、契約単価に含まれる当該税額については、改正後の税率又は税額に基づき変更するものとする。変更後の契約単価は、改正後の税率又は税額が適用される供給分から適用する。
（２）従量料金のうち、流通経費は従量料金調整額の対象外とし、原則として契約期間中は改定しないものとする。ただし、諸経費の著しい変動その他の社会経済情勢の変化等により流通経費の改定が必要となった場合、受注者は、翌年度以降に適用する流通経費の改定について、市に協議を申し入れることができる。流通経費の改定は、市及び受注者が書面により合意した場合に限り適用するものとする。
（３）本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、市及び受注者双方で協議のうえ対応するものとする。